

## 第84回農地総会議事録

開催日時	令和6年6月10日（月） 午後3時30分から
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 大会議室
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・石黒 康誠・加藤 孝幸・長山 裕美・中島 義幸 大野 哲・森田 浩明・古田 辰雄・竹内 佳代・中島 正根・山本 和正 廣瀬 良之・久保 壽美男・川澤 一博・山脇 天臣 以上16名
欠席委員	前田 真作・中村 富貴・植田 俊博 以上3名
事務局出席者	宮田事務局長・上田次長・近森再任用主幹・竹内係長・正木主任・岡本主査 以上6名
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 改正前 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 (同法を改正する法律 附則第5条第1項の規定による) ①貸借権設定 ②中間管理権設定・一括方式 議案外(報告) ①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤非農地証明願の件
備考 [添付書類]	<input type="checkbox"/> 第84回農地総会議案書 <input type="checkbox"/> 現地案内図 <input type="checkbox"/> 第1号議案 現地写真資料 <input type="checkbox"/> 第2号議案 配布資料（覚書） <input type="checkbox"/> 令和6年度 今後のスケジュール（予定）

開会議長	(加藤孝幸が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) それでは、只今より、第84回農地総会を開会いたします。
委員出欠状況報告 議長	欠席委員の報告を行います。前田委員、中村委員、植田委員から欠席の報告が来ております。委員総数19名中、出席委員数16名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議長 委員 議長	総会会議規則第23条第2号において定めた2名以上の委員が署名することと定められております。署名委員の選任につきましては、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。署名委員は長山裕美委員と古田辰雄委員の2名にお願いいたします。
議事長 岡本主査	それでは只今から、議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件。 議案書2ページをご覧ください。今月は全体で15件の申請が出されております。 議案書3ページをご覧ください。 案件1は、中久万、登記地目田、現況畑、1,728m <sup>2</sup> 外1筆、合計2,112m <sup>2</sup> を、新規営農及び申請地が自宅に隣接していることによる耕作便利のため、親子間で使用貸借権を設定するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクが申請地で、黄色が借人の自宅です。 借人は、農地台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。 申請書の別添及び耕作計画書によりますと、借人は25年ほど前から、父が所有する農地で両親とともに、花卉や野菜を栽培しているとのことです。 今回、借人名義で申請地を生産緑地に登録したいと考えましたが、父とは住所が異なるため、借入地とする必要が生じたことから、本件申請に至ったものです。 申請地ではハウスでネギを栽培する予定とのことです。 農機具については、トラクターを1台所有しているとのことです。 借人は農作業の経験があり、農業に常時従事しているほか、別世帯の両親も農業に

常時従事しているため、権利設定後もこれまでどおり効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えることです。

案件2は、仁井田、畠、 $153\text{ m}^2$ を、新規営農及び耕作便利のため、親族間での贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクが申請地で、黄色が譲受人の自宅です。

譲受人は農家台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は5年ほど前から、譲渡人である叔父からの依頼を受けて申請地で果樹を栽培しており、今般、親族間で話し合った結果、申請地を譲り受けることとなったため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地では、これまでどおり果樹を栽培することです。

大農機具については保有しておりませんが、果樹の栽培であり、面積も狭いため、手作業で問題ないとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻とともに農業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲は住宅地であるため、特に問題はないと考えることです。

続きまして、案件3は、長浜、畠、 $649\text{ m}^2$ を、新規営農のため、親族間での売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農家台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は30年ほど前から、譲渡人である姉からの依頼を受けて申請地で果樹を栽培しており、今般、姉からの依頼を受けて申請地を買い受けることとなったため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地では、これまでどおり果樹を栽培することです。

大農機具については保有しておりませんが、果樹の栽培であるため、手作業で問題ないとのことです。

譲受人は農業の経験があり、夫とともに農業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲に農地はなく、従前と同様の耕作を行うた

め、特に問題はないと考えることです。

続きまして、案件4は、長浜、畑、 $161\text{ m}^2$ を、耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクが申請地で、黄色が譲受人の経営農地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作または保全管理しており、申請地では果物の柿を栽培予定とのことです。

農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻とともに農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲は自身が保有する畠であり、取得後もこれまでどおり柿を栽培するため、特に影響はないと考えることです。

続きまして、3ページから4ページに跨ります案件5は、長浜と春野町森山の2地区に跨る案件です。横浜、登記地目田、現況畠、 $120\text{ m}^2$ 外2筆、合計 $1,537\text{ m}^2$ を、経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5-①とNo.5-②をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は借入している農地を全て耕作しており、横浜の申請地では野菜を、春野町森山の申請地では水稻を栽培予定とのことです。

農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻とともに農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えることです。

なお、春野町森山の2筆については、別の方と、利用権設定がされておりましたが、合意解約後の申請となっております。

合意解約につきましては、議案外報告にてご報告いたします。

続きまして、議案書4ページをご覧ください。

案件6は、布師田、畠、 $168\text{ m}^2$ を、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクが申請地で、黄色が譲受人の自宅です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、申請地では、タケノコを栽培する予定とのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利

用ができるとのことです。

農機具については、耕運機など2台の大農機具を所有しているとのことです。

農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、譲受人は、大豊町にも経営農地があるため、大豊町農業委員会に耕作状況の照会をおこなったところ、全て耕作しているとの回答を得ております。

続きまして、案件7は、土佐山都綱、登記地目田、現況畠、 $587\text{ m}^2$ を、新規営農及び耕作便利のため、兄弟間の贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクが申請地で、黄色が譲受人の自宅です。

譲受人は農地台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は現在農地を所有しておりませんが、今まで自宅南側の申請地を管理しており、シキミを栽培するために今回の土地を取得することとしたものです。

農機具については所有しておらず、手作業で耕作を行うとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして案件8は、土佐山、畠  $210\text{ m}^2$ を、新規営農のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクが申請地です。

耕作計画書及び申請書の別添によりますと、譲受人は現在、農地を所有しておりませんが、会社員としての勤務の傍ら、今後の生計を補うことと健康維持のため、新しく土地を購入することとし、今回の申請地では、自家消費用の野菜を栽培する予定であるとのことです。

大農機具については所有しておらず、面積が狭小のため小型の耕運機や鍬などで耕作を行う予定とのことです。

譲受人は実家が農家であり、幼いころより農作業の経験があり、妻とともに農業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、隣地の関係者の了解を得て作業を行うため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件9は、土佐山、畠、 $66\text{ m}^2$ を、譲受人の希望による耕作便利のため、

売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地をすべて耕作又は保全管理しており、今回の申請地ではカボチャ、リュウキュウ、クレソンを栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど8台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えることです。

なお、譲受人は、南国市にも経営農地があるため、南国市農業委員会に耕作状況を照会したところ、すべて農地としての管理ができており、問題ないと回答を得ております。

また、本件については、事前審査会にて、譲受人所有の農地のなかに、管理が不十分な土地があるとのご意見がありました。その後、管理不十分な土地については、担当区域の農地利用最適化推進委員より現地の草刈が確認できたとの連絡をいただいております。

違反転用状態の土地については、非農地証明願の申請があり、非農地証明書を交付しております。

続きまして、議案書5ページの案件10は、春野町弘岡上、田、178m<sup>2</sup>外3筆、合計739m<sup>2</sup>を、新規営農のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクが申請地です。

本案件は、前回の第83回農地総会にて、申請地に雑草が繁茂しているおり、また、耕作計画書についても、内容をより詳細にしてもらいたいとのご意見があり、審議保留となっていました案件です。

今回、譲受人に詳細な聞き取り調査を行いましたので、ご説明いたします。

耕作計画書及び申請書別添によりますと、譲受人は現在、農地を所有しておりませんが、親族の自宅敷地内で家庭菜園を行っており、広い敷地で耕作を行いたいとの思いがあり、申請地を購入することにしたとのことです。

申請地では、自家消費用のニラ、露地野菜、ミカンを栽培する予定であるとのことです。

また、譲受人は海外出身ですが、身分証明書として在留許可書の写しを提出いただいており、永住権を有していることを事務局にて確認しております。

農業に従事する人数については、主に譲受人本人と、近くに住む息子、友人夫婦の計4名で耕作を行い、臨時に5名の友人が農作業に加わることで、合計9名での農作業を行う予定であるため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

農機具については、臨時に農作業を行う1名が、トラクターなど農機具を一式所有しており、手押しタイプの耕運機2台も使用することができるため、効率的な農作業を行うことができるとのことです。

また、依頼しておりました現地の草刈については、5月21日に事務局にて現地確認を実施し、草刈を行った形跡があることを確認いたしました。机上配布しております資料をご覧ください。1ページ目が草刈完了後の写真であり、2ページ目が草刈前の写真です。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えることです。

続きまして、案件11から案件13は譲受人が同一の関連案件となっておりますのでまとめてご説明いたします。

案件11は、春野町西分、田、1,250m<sup>2</sup>を、案件12は、春野町西分、田、996m<sup>2</sup>を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

案件13は、春野町西分、登記地目田、現況畑、1,700m<sup>2</sup>外2筆、合計4,759m<sup>2</sup>を、親子間の生前贈与のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.11からNo.13をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を、全て耕作又は保全管理しており、今回の申請地では、案件11では野菜、案件12では水稻、案件13では水稻及びメロンを栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、会社員としての勤務の傍ら、妻とともに農業に従事するとのことで、他に別世帯に住む父も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周辺地域の農地の耕作条件に合わせるため、特に影響はないと考えることです。

続きまして、議案書6ページの案件14は、春野町西諸木、田、364m<sup>2</sup>を、新規営農のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.14をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は、農地台帳への登録がないため、耕作計画書を添えての申請となっております。

	<p>申請書別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は、令和6年2月末まで、同地区内の3筆で利用権を設定しており、期間満了後の現在もビニールハウスにて苺を栽培しているとのことです。今回の申請地は自宅近くにあり、耕作しやすい広さのため購入することとし、野菜を栽培予定とのことです。</p> <p>農機具については、管理機など2台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、周囲は全て農地に囲まれており、周囲と同様の耕作を行うため、特に影響はないと考えることです。</p> <p>続きまして、案件15は、春野町仁ノ、登記地目田、現況畠、26m<sup>2</sup>を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。</p> <p>現地案内図はNo.15をご覧ください。ピンクが申請地です。</p> <p>申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作又は保全管理しており、申請地では、栗を栽培予定とのことです。</p> <p>農機具については、刈払機など4台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農作業の経験があり、会社員としての勤務の傍ら農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えることです。</p> <p>以上、案件10については、現地の農地性が認められ、耕作計画の内容が十分と認められれば、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>また、その他の案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。</p> <p>第一事前審査会の大崎副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。</p>
大崎委員 議長	<p>次に、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p>

森田委員 議長 山本委員 議長 廣瀬委員 議長 委員 議長 委員 議長 岡本主査	<p>案件 2 から案件 4 と案件 5 の第二事前審査会該当分については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。</p> <p>続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件 6 から案件 8 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。</p> <p>また、案件 9 については、事前審査会の段階では、譲受人の所有する農地の中に一部管理が不十分な農地と、現地が宅地となっている農地がありましたので、草刈りが完了すれば許可相当と判断しました。その後、現地の草刈りが完了したとの報告があったため、地区の推進委員とともに現地確認を行いました。また、宅地になっている部分については、非農地証明願が交付されているとお聞きしています。そのため、案件 9 についても特に問題がなくなりましたのでご報告いたします。</p> <p>続いて、第四事前審査会の廣瀬委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件 5 の第四事前審査会該当分及び案件 10 から案件 15 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。</p> <p>事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようですので、審議を終わります。</p> <p>全ての案件について許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第 2 号議案、改正前・農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画の件を議題といたします。</p> <p>今月は、貸借権設定と、中間管理権設定の一括方式がありますが、すべて一括して審議いたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>第 2 号議案、改正前・農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画の件。貸借権設定、中間管理権設定についてまとめてご説明いたします。</p> <p>① 貸借権設定</p> <p>議案書は 8 ページをご覧ください。</p> <p>今月は全体で 14 件の申請が出されております。</p> <p>内訳は、新規設定が 6 件、更新設定が 8 件となっております。</p> <p>議案書 9 ページに貸借権設定の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください</p>
--	--

い。

今月は、利用権を設定する者が 16 人で延べ 16 人、利用権の設定を受ける者が 8 人でのべ 16 人となっております。

土地の内訳は、田が 52 筆で 40,488 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆で 2,493 m<sup>2</sup>、合計 54 筆で 42,981 m<sup>2</sup>となっております。また、設定の内訳は、新規設定が 13 筆で 11,962 m<sup>2</sup>、更新が 41 筆で 31,019 m<sup>2</sup>となっております。

利用権の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

なお、利用権設定の開始日は、全て令和 6 年 7 月 1 日からとなっております。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。

議案書 15 ページの案件 8 は、春野町弘岡中、登記地目田、現況畑、952 m<sup>2</sup>に、8 年間賃貸借権を設定するものです。

借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、申請地を選んだ理由として、生姜栽培について、2 年間指導をしてくれた方が、申請地の隣地で耕作をおこなっており、引き続き、指導を受けながら生姜の栽培ができるため、今回申請地を選んだとのことです。

続きまして、案件 9 は、春野町弘岡下、登記地目田、現況畑、4,374 m<sup>2</sup>のうち、1,541 m<sup>2</sup>に、10 年間賃貸借権を設定するものです。

借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、借人は、実家が水稻の兼業農家のため、手伝いをしていました経験があり、今回、独立し、ハウスのある農地を探していたところ、申請地が見つかったとのことです。今後は、指導農業士のもとで研修を受けて、キュウリの栽培を行っていく予定とのことです。

なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続人は 1 名のみであることを、事務局にて確認しております。

続きまして、議案書 16 ページの案件 10 は、春野町西分、田、232 m<sup>2</sup>外 3 筆、合計 3,526 m<sup>2</sup>に、5 年間使用貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 17 ページの案件 12 は、春野町東諸木、田、2,860 m<sup>2</sup>に、5 年間賃貸借権を設定するものです。

続きまして、案件 13 は、春野町東諸木、田、456 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 753 m<sup>2</sup>に、5 年間賃貸借権を設定するものです。

議長 山本委員	<p>続きまして、議案書 18 ページの案件 14 は、春野町秋山、田、526 m<sup>2</sup>外 3 筆、合計 2,330 m<sup>2</sup>に、5 年間賃貸借権を設定するものです。</p> <p>なお、案件 12 から 14 の借人である法人は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを、事務局にて確認しております。</p> <p>② 中間管理権設定・一括方式</p> <p>議案書 20 ページをご覧ください。</p> <p>今月は全体で 2 件の申請が出されており、すべて新規設定となっております。</p> <p>議案書 21 ページに中間管理権設定・一括方式の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。</p> <p>今月は、権利を設定する者が 3 人で、延べ 4 人、権利の設定を受ける者が 3 人で、延べ 4 人となっております。</p> <p>土地の内訳は、田が 3 筆で 2,743 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>設定の内訳は、新規設定が 3 筆で 2,743 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>利用権の期間別及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。</p> <p>なお、中間管理権設定・一括方式の開始日は、全て令和 6 年 7 月 1 日となっております。</p> <p>議案書 22 ページをご覧ください。案件 1 は、大津甲、田、747 m<sup>2</sup>を、5 年間公社が借り受け、最終貸付者へ 5 年間貸し付けるという使用貸借権の設定です。</p> <p>貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。</p> <p>なお、本件につきましては、土地所有者と最終貸付者との間に覚書が取り交わされております。覚書の写しを机上配布しておりますので、ご確認ください。</p> <p>続きまして、案件 2 は、介良乙、田、998 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 1,996 m<sup>2</sup>を、5 年間公社が借り受け、最終貸付者へ 5 年間貸し付けるという使用貸借権の設定です。</p> <p>貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。</p> <p>以上、更新の案件も含め、計画の内容は、経営面積・従事日数等、改正前・農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>全ての案件について、本会で計画が妥当なものと決定されると、令和 6 年 7 月 1 日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第 2 号議案の説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三、第四事前審査会です。</p> <p>第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>賃借権設定の案件 1 から案件 5 と、中間管理権設定・一括方式の案件 1、案件 2 に</p>
------------	--

	については、計画を妥当なものと認めました。
議長	次に、第四事前審査会の廣瀬委員長から報告をお願いいたします。
廣瀬委員	貸借権設定の案件 6 から案件 14 については、計画を妥当なものと認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。
	中間管理権設定の案件 2 については、申請の当事者が農業委員の同居の親族となっておりますので、先に審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは、該当の案件について審議します。
	農業委員会等に関する法律、第 31 条第 1 項の規定に基づき、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。
	(該当委員 退席)
	それでは審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	中間管理権設定の案件 2 については、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	この件については計画を妥当なものと決定いたします。
	事務局は委員を復帰させてください。
	(該当委員 着席)
	それでは、それ以外の案件を審議します。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	先ほどの案件以外の、すべての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	そのように決定いたします。
	続いて、議案外の報告を事務局より一括してお願いします。
岡本主査	議案外の案件について、まとめてご報告いたします。
	まず、「①農地法第 3 条の 3 の規定による農地取得届出の件」についてご報告いたします。議案書 24 ページをご覧ください。
	今月は 10 件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が 3 件、鏡が 1 件、五台

山が 3 件、一宮が 1 件、春野が 2 件となっております。

届出の詳細につきましては、25 ページから 30 ページをご覧ください。

なお、すべての案件につきましては、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により、受理通知書を交付しております。

続きまして、「②農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書 32 ページをご覧ください。

今月は 1 件の届出が出されており、地区は旭となっております。

届出の詳細につきましては、33 ページをご覧ください。

本案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により、受理通知書を交付しております。

続きまして、「③農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。

議案書 35 ページをご覧ください。

今月は 6 件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が 1 件、旭が 1 件、秦が 2 件、鴨田が 1 件、一宮が 1 件となっております。

届出の詳細につきましては、36 ページから 37 ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により、受理通知書を交付しております。

なお、案件 6 につきましては、届出内容に変更が生じたため、届出の取消願がだされております。内容につきましては、来月の第 85 回農地総会にてご報告いたします。

続きまして、「④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件」についてご報告いたします。議案書 39 ページをご覧ください。

今月は 3 件の通知が出されており、地区の内訳は、春野が 3 件となっております。

通知の詳細につきましては、40 ページから 41 ページをご覧ください。

なお、案件 3 は、第 1 号議案の案件 5 で説明しましたとおり、所有権を移転するために解約したものです。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局長専決処理により通知を受理しております。

続きまして、「⑤非農地証明願の件」についてご報告いたします。議案書 43 ページをご覧ください。

今月は 11 件の申請が出されており、地区の内訳は朝倉が 3 件、旭が 1 件、長浜が 1 件、一宮が 4 件、土佐山が 1 件、春野が 1 件となっております。

証明願の詳細につきましては、44 ページから 47 ページをご覧ください。

	<p>全ての案件につきまして、担当区域の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局にて現地確認を実施し、何れも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されてため、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p>
議 長 委 員 議 長	<p>議案外の報告に関しまして、ご意見やご質問がございましたら、お願ひいたします。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p>
事 務 局 報 告 議 長 上田次長 竹内係長	<p>事務局からの連絡がありましたら、お願ひします。 (令和6年度今後のスケジュール(予定)について資料に基づき説明) (前回第83回総会で審議した転用許可申請で、埋め戻しに使う土壤改良剤の詳細について申請者から聞き取った内容を説明)</p>
議 長 委 員 議 長	<p>事務局からの説明に関しまして、何かご意見・ご質問がございますか。 (意見・質問なし)</p> <p>ないようでしたら、事務局からの連絡については終わりたいと思います。</p>

そ の 他	
議 長	その他の件で何かご意見・ご質問がござりますか。
廣瀬委員	<p>市の農林水産部との話し合いの時に、南海トラフ地震後の復興についてお願ひをしたところですが、実際に津波や地震が起こった時に、農地の復興に対して農業委員会の役割は大きいと思われますが、いざ事が起こった時に、実際は何もできないように思われます。</p> <p>起こる前にある程度何かしら想定して、復興に向けて農業委員会のやる仕事なりを検討していただけたら、万一の時に後悔しないためにも、冷静に話し合える時に、より良い対策を考え、要請できるところへは、予め要請していったほうが良いのではないかと思います。</p> <p>後世の人のためにも、そういうことを考えて策定したり、自分の田んぼが被害を受けた場合はどうすればいいのか等、少し考えていただけるだけでも違うと思います。</p> <p>急にどうこうという訳ではありませんが、事務局としても、その辺のことを考えていただければ、本当に万一の時には「やることはやった」というのが残ると思うので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p>
議 長	会長にもご意見を伺います。
大野委員	<p>以前にもお答えしたかもしれません、復興計画につきましては、レベル2（震度7）以上を想定しております。能登半島地震を見ても分かるように、なかなか農地の復興まで手が回っていないか。生業の復興ということで話が進んでいくわけですが、自分としても震度7が来ればなかなか農地まで手が回ってこないのが現実だろうと思います。それで諦めたらいけないと思うので、今の高知市の復興計画ではなく、我々としてはレベル1の復興計画を農業委員会として構築していくべきではないかと、私は思っております。</p> <p>そこで、先月30日にも地域防災の会があり、自分は出席できなかったのですが、職務代理で出席していただいております。そういうことで農業委員会も関わっておりますので、来年度の意見の提出ということでやっていったらいいと思いますが、私が今まで発言してきたことは、水源として井戸水の確保をしていただきたいということと、仮設住宅を建てるために復興農地の指定、この2点です。今後、どういう方向になるかは分かりませんが、その辺を踏まえて皆さんのお意見を伺いながら、農業者全体の意見を取りまとめていけたらと思いますので、ご意見のほうよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>大野委員の意見に関しまして、何かご意見はございませんか。</p>

委 員	(意見なし)
議 長	それでは事務局の立場、基本姿勢など、局長から何かありませんか。
宮田局長	廣瀬委員からのご意見、それに対する会長の今後の考え方をお示しいただき、ありがとうございました。  現在、高知市では事前復興計画を作っている最中ですが、農業委員会の会長としてご出席されて出していただいたご意見で、水源の確保、具体的には井戸水、それから農業をするという立場での水源の確保、農業者という立場で復興に役立つという意味だと思いますが、仮設住宅のために復興農地を事前に構えておくという点について、会長が発言してこられたと受け取っております。
委 員	農業委員会としては、もう少し小さめのレベル1の地震が来たときにどうするか、ということで計画を話し合っておくべき、とのご意見だとお聞きしました。
議 長	そのため、レベル1に対する計画をどのような大枠で作ることができるのかも含め、会長と相談しながら、今後のスケジュール感も含めて検討していきたいと考えております。
委 員	また、レベル2の全体の復興計画もありますので、そちらの出来上がり方のほうも踏まえて考えていかないといけないと思っております。
議 長	この件で何かご意見はございますか。
委 員	(意見なし)
議 長	この件については、いろんなアクションを起こす場合は、それ以前にあらゆる角度から見た研究、対応方法などをこれから順に詰めていく、絞り込んでいくという作業が避けては通れないですし、廣瀬委員が言われたように、これから的方法を具体化することについて、各委員におかれましても、それぞれに考えを詰めていってもらいたいと思います。
委 員	その他にご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了してしまいませんか。
議 長	(質問なし)
議 長	それでは終了とさせていただきます。
次回農地総会	
議 長	次回の農地総会は7月8日(月)を予定しております。
閉 会	(議長 加藤孝幸 挨拶して閉会を宣す。(午後5時00分))
議 長	以上で本日の農地総会を終了いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 6 年 8 月 13 日

議長

川藤孝章

議事録署名委員

長山裕美

議事録署名委員

立田辰城

議事録作成者

正木和人